

# 新型コロナウイルス感染拡大と今後の大学運営のあり方について

## ——9.10 学長懇談報告——

### 【新型コロナウイルス対応、新しい体制に積み残された課題】

9月10日、組合四役は、学長、労務担当理事以下執行部と、役員交代に伴う懇談を行ないました。30分という短い時間でしたが、新型コロナウイルス対応に奔走する中、今年度末の任期最後まで話し合い路線を堅持し、誠実に説明責任を果たそうとする学長の姿勢に一定の敬意を表したいと思えます。

とはいえ、学長から語られる内容は、新たな予算付与も無い中での新型コロナウイルス対応など相変わらずの無責任な教育行政と言えるでしょう。これらの内容を精査し、今後の組合活動に結びつくように考察する必要があります。今月末には、新しい学長選考のための投票があります。新たな学長が、誰になるにしても熊本大学を取り巻く厳しい現状と課題に、組合は取り組む必要があります。以下、概要を報告します。

### 【新型コロナウイルス対応について】

学長からは、「対応に一番苦慮するのは教育であり、今後は、文科省の実施基準での対面授業も開始するが、教室キャパシティの問題もある」こと、「非接触型体温計の設置、食堂など対策の指導もした。学生はアルバイトがなくなり、生活も苦しい中、本学独自の奨学金制度を設け、申請者400名から、苦渋の選考の結果、200名に月10万円を2か月20万円支給した。4,000万円近い財源は、熊本地震の寄付から許可を得て用いた。7月の人吉球磨水害への学生ボランティアには、PCR検査を大学として費用負担し、今後も学長裁量経費から続ける。ウイルス学者としてPCR検査には懐疑的だが、感染対策の一環と考える。学生の病院実習、看護実習、教育学部の教育実習にもPCR検査に補助する」と発言がありました。

組合としては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、ただでさえ厳しい労働環境が、これ以上、悪化しないよう、状況を注視しつつ、情報収集に努め、使用者側に改めるべきことは改めるよう求め続けます。

### 【10月に予定されている人事院勧告における給与減額への懸念について】

組合からは、今年度の夏季ボーナス満額支給については、新型コロナウイルスへの対応に苦慮する熊本大学の教職員の労に報いようという使用者側の姿勢を高く評価する、とはいえ、組合側の懸念として、今秋予定の人勧（人事院勧告）では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う民間の不況などを考えると、通例のものとは異なり、冬のボーナス引き下げや給与引き下げの懸念があるが、どうかと尋ねました。

学長からは、「人勧は、まったく予想もつかない。基本的には、人勧に従う方針で、賃上げをする場合は、できる限り実施してきた。今回的人勧が上がるか下がるかは分からない」とだけ発言がありました。

組合としては、全国で最低レベルにある熊本大学教職員の待遇状態をこれ以上悪化させないよう、人勧など今後の状況を注視し、待遇改善が図られるよう、いろいろな観点から使用者側に指摘したいと考えます。

### 【いわゆる第2号年俸制の導入率と、業績評価結果の開示など今後の取り組みについて】

組合側からは、①教員に新たに導入された第2号年俸制の導入率と、②業績評価の運用について学長側に尋ね、各教員から評価結果の開示が求められた時は部局長が開示するよう学長の依頼を求めました。

学長から、①については、「年俸制を含め全体で約51%、新年俸制は約50%」、②については、「基本的には評価結果の開示を経由して不服申立てがなされると考えるが、開示も全てでない」と説明がありました。組合としては、①②ともに運用実態を注視し、今後も適正な運用を強く求めていきます。

### 【2020年春施行の同一労働同一賃金について、東北大学での学内書類の押印廃止などの合理化について】

学長からは「同一労働同一賃金については、裁判の結果がはっきりしないと方針は決められない、コロナ対策で在宅勤務を導入するが、働き方改革に資するかは、まだ分からない。裁量労働制である教員には在宅勤務は、かなり難しい気がする、東北大学の学内書類の合理化（押印廃止）についても注視する」との発言がありました。

### 【技術職員の昇任昇格が遅れている問題について】

組合からは、この問題について使用者側の更なる情報提供を求めました。学長からは「昨年度も技術職員の問題を聞かれた。技術職員の昇任については学長が最後に承認する。各部局から担当者が順位をつけて上げる。それを見た上でよく分からないが、年齢も考慮して上げる。昇級のタイミングは長期的に見ている人は分かるが、短期的には調整はつかない。もう一つは、技術職員の昇級と事務職員、教員もシステムが全く違うが、三者は共に業績評価をするが、技術職員には、統一的な基準がない」と説明がありました。

### 【9月7日の台風10号における出勤対応について、とくに特別有休休暇の適用方法について】

組合からは、今回の台風10号に限らず、職員に対して個別判断とすることについて質問し、使用者側からは、給与計算や被害点検のための管理部門など、職員が出勤するかについて一律の判断を求めるのは業務の関係から難しく、学生のように、画一的な基準を設けることは難しいとの説明がありました。

### 【組合事務所の雨漏り問題と、移転場所の確保について】

最後に、現在、工学系が管理している建物を使用している組合事務所が、老朽化のため、雨漏りしており、今後の組合活動に支障が出かねない状態であるため、学内に新たな場所の提供を求めました。

	熊本大学教職員組合	
	No. 3 2020. 9. 29	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp <a href="http://union.kumamoto-u.ac.jp/">http://union.kumamoto-u.ac.jp/</a>